

松江市告示第 152 号

松江市要配慮者支援組織設置推進事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 195 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前												
<p>(補助金の名称 等)</p> <p>第 3 条 略</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>終期</td><td><u>令和 6 年 3 月 31 日</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 規則第 4 条 <u>第 1 項</u> に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、<u>事業計画書(様式第 1 号)、収支予算書(様式第 2 号)及び地区要配慮者支援会議規約とする。</u></p> <p>(着手届及び完了届 <u>の省略</u>)</p> <p>第 5 条 <u>規則第 11 条ただし書の規定により、この補助金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。</u></p> <p>(概算払)</p> <p>第 7 条 <u>規則第 14 条第 1 項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業等の完了前にその全額を交付するものとする。</u></p> <p>第 8 条 略</p>	略		終期	<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>	略		<p>(補助金交付の目的等)</p> <p>第 3 条 略</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>終期</td><td><u>令和 5 年 3 月 31 日</u></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> <p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 規則第 4 条 _____ に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、<u>事業計画書(様式第 1 号)、収支予算書(様式第 2 号)及び地区要配慮者支援会議規約とする。</u></p> <p>(着手届及び完了届 _____)</p> <p>第 5 条 <u>規則第 11 条の規定による補助事業等着手・完了届 _____ の提出は、これを省略するものとする。</u></p> <p>第 7 条 略</p>	略		終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	略	
略													
終期	<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>												
略													
略													
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>												
略													

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。